

## 委 託 設 計 書

所 属 部 課 名		建設部 河川清流課							
部長	審議監	課長	補佐	補佐	補佐	主査	班	設計者	審査
委 託 名 称		排水施設等調査業務委託							
委 託 場 所		松戸市市内一円							
事 業 年 度		令和 8 年度							
委 託 価 格		単価の合計 一金、 円							

松 戸 市

設  
計  
說  
明

現場調査業務 一式

## 設 計 基 本 情 報

### 諸経費情報

単価世代	2026年 1月 1日 04:東葛飾
諸経費の工種	河川維持工事
施工地域補正	共通仮設費：市街地(DID補正) (1) 現場管理費：市街地(DID補正) (1)
契約保証費	0.04% 金銭的保証
時間的制約状況	なし
週休2日補正	なし

松 戸 市

## 本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								
		現場調査業務	調査・報告	回	1			第 1 号内訳書参照
		軽作業業務	軽作業	回	1			第 2 号内訳書参照
	委託価格							

## 第 1 号 内訳書 現場調査業務

調査・報告

1回

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
調査業務		回	1			第 1 号単価表参照
報告		回	1			第 2 号単価表参照
計						

## 第 2 号 内訳書 軽作業業務

軽作業

1回

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業		回	1			第 3 号単価表参照
計						

## 第 1 号 単価表

## 調査業務

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック〔オンロード ・ディーゼル〕	2t積級	時間				第 4 号単価表参照
普通作業員		人				
諸経費		式	1			
計	1回 当り					

## 第 2 号 単価表 報告

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				
諸経費		式	1			
計	1回 当り					

## 第 3 号 単価表 軽作業

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック〔オンロード ・ディーゼル〕	2t積級	時間				第 4 号単価表参照
普通作業員		人				
諸経費		式	1			
計	1回 当り					

## 第 4 号 単価表

## ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2t積級

1 時間 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (一般)		人				
軽油		L	3.5			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	時間				
タイヤ損耗費	2~3 t 積級 普通	時間				
諸雑費 (まるめ)		式	1			
計	1 時間 当り					

SK0301001

J01 機械使用条件コード = 0

J03 機械損耗部品補正 = 0

J05 交替制による割増し = 1

交替制を適用しない

J07 基礎価格補正 = 1

しない

J09 運転日当り運転時間[時間] = 8

J02 岩石割増しコード = 1

J04 供用日当り運転時間[時間] = 8

岩石工の割増対象にしない

J06 異常補正 = 0

J08 輸送補正 = 1

しない

＜排水施設等調査業務委託＞

予定数量

項目	
・現場調査業務	27回
・軽作業業務	242回

＜排水施設等調査業務委託＞

業務割合

・現場調査業務	59.877 %
・軽作業業務	40.123 %
合計	100.000 %

## 排水施設等調査業務委託仕様書

本仕様書は、業務の大要を示すものであって、記載なき事項であっても本契約の範囲内で実施可能である作業は、積極的に実施するものとする。

また、受託者は、本業務の遂行にあたり作業員の資質向上を図るなど本契約の目的を誠実に履行するものとする。

1 事業場所 松戸市市内一円

2 事業期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 事業概要

本業務は、委託者の指示により水路及び河川等（以下、「排水施設等」という）の現場調査及び報告、並びに現場の軽作業を本仕様書に定める通りに実施する。

4 事業内容

（1）現場調査は、委託者が指示した排水施設等について草木の繁茂状況、土砂の堆積状況及びごみの不法投棄状況等を現場確認し、調査結果を報告する。

また、排水施設等について現場確認時に近隣住民から問合せ及び要望があった場合は、調査結果と併せて報告する。

（2）軽作業は、委託者が指示した排水施設等について、ごみ回収、除草、せん定、清掃、及び発生ごみの処分等（軽微な材料費を含む）を実施する。

（3）業務時間は原則として8時00分から17時00分までとする。

（4）原則として日曜日及び祝日は業務を実施しないものとする。ただし、委託者が必要と認めたときは、この限りでない。

4 ごみ処分

ごみ処分費に係る一般廃棄物手数料は、受託者が払うものとする。なおその手数料は毎月業務終了後、計量伝票により委託料とともに「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第39条に規定する手数料を委託者に請求するものとする。

5 予定数量

（1）調査：27回

1回は、委託者の1指示に対して1区画（路線）の排水施設等を調査することをいう。なお、1区画（路線）は概ね延長300mまでとする。

(2) 軽作業：242回

1回は、主として人力による軽易な作業とし、概ね作業員2人で30分以内の作業をいう。

(3) ごみ量：1, 200kg

## 6 業務実施上の特記事項

(1) 業務実施について

(ア) 業務実施については委託者の指示のうえ実施する。

(イ) 業務中は、携帯電話を携帯するなど、常に連絡をとれる体制にしておくこと。

(ウ) 業務中は、作業現場周辺の居住者、通行人、通行車両等の安全並びに交通等の円滑な処理に努め、現場の安全対策を十分に講ずること。

(2) 業務中の事故について

(ア) 業務中、事故又は過失による事故等により第三者に損害を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は、全て受託者の責務において処理すること。

(イ) 業務中に事故が発生した場合は、速やかに万全な措置を講じるとともに委託者に速やかに連絡すること。

## 7 安全管理

(1) 受託者は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

(2) 受託者は、必要に応じて所轄警察署より道路使用許可を受け、許可条件を遵守すること。

## 8 提出書類

(1) 受託者は、業務を行った月末に速やかに下記書類を提出すること。

(ア) 業務完了報告書

(イ) 案内図・業務日報・実務実施の写真・月例報告

(ウ) 請求書

(エ) 一般廃棄物計量伝票の写し

(オ) その他受託者が必要とする関係書類

(2) 各調査の報告は、速やかに仮報告書を提出する。なお、仮報告書の提出はメールまたはFAXで可とする。

(3) 仮報告書の様式は受託者で定めて構わないが、委託者に事前の承諾を受けたも

のとする。但し、以下は記載する。

- (ア)草木の繁茂範囲（繁茂幅、延長及び範囲）
- (イ)土砂の堆積状況（水路幅員、堆積深さ、延長及び位置）
- (ウ)ごみの状況（種類及び位置）
- (エ)案内図
- (オ)写真（排水施設等の全景、各数量が把握できる根拠）

## 9 その他

- (ア)排水施設等の破損箇所を発見した場合には、速やかに監督職員に報告し、完了報告書に記載する。
- (イ)本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者の双方協議のうえ定めるものとする。
- (ウ)緊急時に業務指示があることがある。なお、その場合は事前に協議の上で決定するものとする。

# 雨天時における安全に関する特記仕様書

## 1 適用

- (1) 本特記仕様書は河川及び準用河川、水路、暗きよ、サイフォン、雨水貯留池、ポンプピットの中（以下「河川等」という）で作業を行う工事等に適用する。
- (2) 「工事等」とは、工事以外の点検、清掃、除草等を含め、河川等で行う作業全般を総称したものである。

## 2 目的

集中豪雨等による急激な水位上昇の危険性を考慮し、河川等における工事等を実施する場合の安全確保について万全を期することを目的とする。

## 3 雨天時の作業中止等の検討

請負人（受託者）は、以下の標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定すること。

- (1) 当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報若しくは警報が発表された場合。
- (2) 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。

## 4 気象情報等の取得体制の強化と作業中止判断への活用

気象警報、注意報のみならず、降雨状況等のリアルタイムの情報について、現場においても速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業中止の判断に活用すること。  
情報源については適宜確保すること。

## 5 作業員の退避行動等についての事前確認の徹底

集中豪雨が発生した際の作業員への情報連絡体制、退避行動等について、事前に十分確認すること。

## 6 安全管理計画の施工計画書等への明記

作成する施工計画書等において、以下の内容を安全管理計画として明記し、発注者（委託者）の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。

ただし、発注者（委託者）が必要ないと認めたときは省略又は一部省略することができる。

### (1) 現場特性等の事前把握

工事等の着手前には、当該作業箇所に係る作業内容や現場特性をあらかじめ十分に把握する。

### (2) 工事等の中止基準・再開基準の設定

ア 標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定する。

退避時間が長い、退避条件が厳しい、急激な増水が予想される、気象情報が入手しにくい、夜間工事等で天候の状態がわかりにくい等の特性がある場合は中止基準を強化する検討を行う。

イ 工事等の開始後は、中止基準を補完する情報も活用し、的確な中止基準を設定する。

気象情報、気象情報の変化、増水の予兆（水位・水勢の変化、濁水等）。

ウ 工事等を再開する際の基準も設定する。

### (3) 迅速に退避するための対応

工事等に着手する前には、作業員が安全かつ迅速に退避できるように、あらかじめ退避時の対応方策について、以下の点について具体的な内容を定めておく。

ア 退避手順の設定

事前に作業員が退避するルート、退避時の情報伝達方法等の退避手順を定めておく。

イ 安全器具の設置

現場特性に応じて安全器具等を設置する。

ウ 情報収集と伝達方法

適宜、気象等の情報収集を行い、状況を作業員全員に伝達し、危険性の早期発見・危機回避に努める。

エ 資器材の取り扱い

資器材については、必要に応じて流出防止策を講じておくとともに、作業員が退避する場合には、退避に支障がある資器材を存置し、作業員の退避を最優先する。

### (4) 日々の安全管理の徹底

工事等の開始前には、退避時の対応方策の内容等について作業関係者全員に周知徹底を図る。